

会 長	副会長	理 事	事 務 局
			佐藤 伸鈴 一木

疾感対第550号
令和2年8月6日

各郡市医師会長 殿

宮城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の検査体制について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、7月9日に開催しましたPCR等検査調整会議におきまして検討した内容を反映し、別添のとおり取りまとめましたので、再度の感染拡大に向け、円滑な検査体制の構築に御協力下さいますようお願い申し上げます。
なお、宮城県医師会には別に通知しています。

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
疾病・感染症対策室
感染症対策班 遠藤，大泉，菊池
電 話:022-211-2632
メール:situkan-k@pref.miyagi.lg.jp

20.8.12
2104
16-17④

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の検査体制について（その1）

1 行政検査とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第15条3項に基づき、都道府県知事（保健所設置市長）により行われる検査のことをいう。

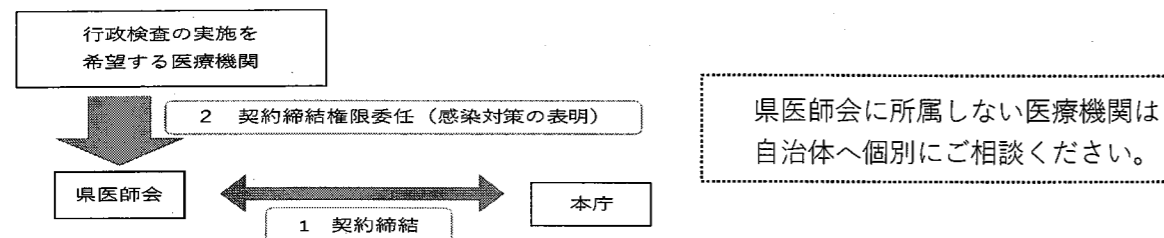
新型コロナウイルス感染症においては、検査は行政検査として実施されており、その特性から保険適用として行われる検査も行政検査として取り扱うこととされている。

2 委託契約について

行政検査を保険診療として実施するにあたり、県または保健所設置市（以下、「自治体」という。）との委託契約が必須となった。

(1) 委託契約の仕組み

宮城県医師会を仲介した「集合契約」



(2) 委託契約を締結する医療機関の要件

○ 下記の感染対策を行うことができると自治体が認めたもの。

	喀痰・鼻咽頭拭い液・鼻腔拭い液等	唾液のみ
ア	○	○
イ	○	○
ウ	○	○
	○	○
	○	○
	○	○

(参考) 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

(3) 委託契約に基づき実施した行政検査の結果について

医療機関は、その結果を問わず、速やかに医療機関所在地管轄保健所へ報告する。(HER-SYS[®]への入力を原則とする。)

※ HER-SYS：新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム

3 保険診療加算について

- 自治体との委託契約を締結した医療機関が、民間検査機関、または自施設内で検査を行った場合、以下の項目において加算できる。(保健所が検体を受領し、地方衛生研究所で検査を行った場合は加算対象外)
- 保険診療の場合、検査対象者には検査費用負担を求めず、自己負担分は自治体が負担する。

※ 留意事項 ※

・検査対象者が当月にすでに他の検査により判断料を算定している場合は加算対象外となる。

	SARS-CoV-2 核酸検出	SARS-CoV-2 抗原検出
検査料	D023 [1 2] SARS コロナウイルス核酸検出 ・検体採取の保健医療機関以外の施設に委託した検査 4回分 (1, 800点) ・上記以外 3回分 (1, 350点)	D023 [2 5] マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法) 4回分 (600点)
判断料	微生物学的検査判断料 150点	免疫学的検査判断料 144点

・検査料は初回検査が陰性で、他疾患の診断がつかなかった場合に限り、1人につき2回まで加算できる。

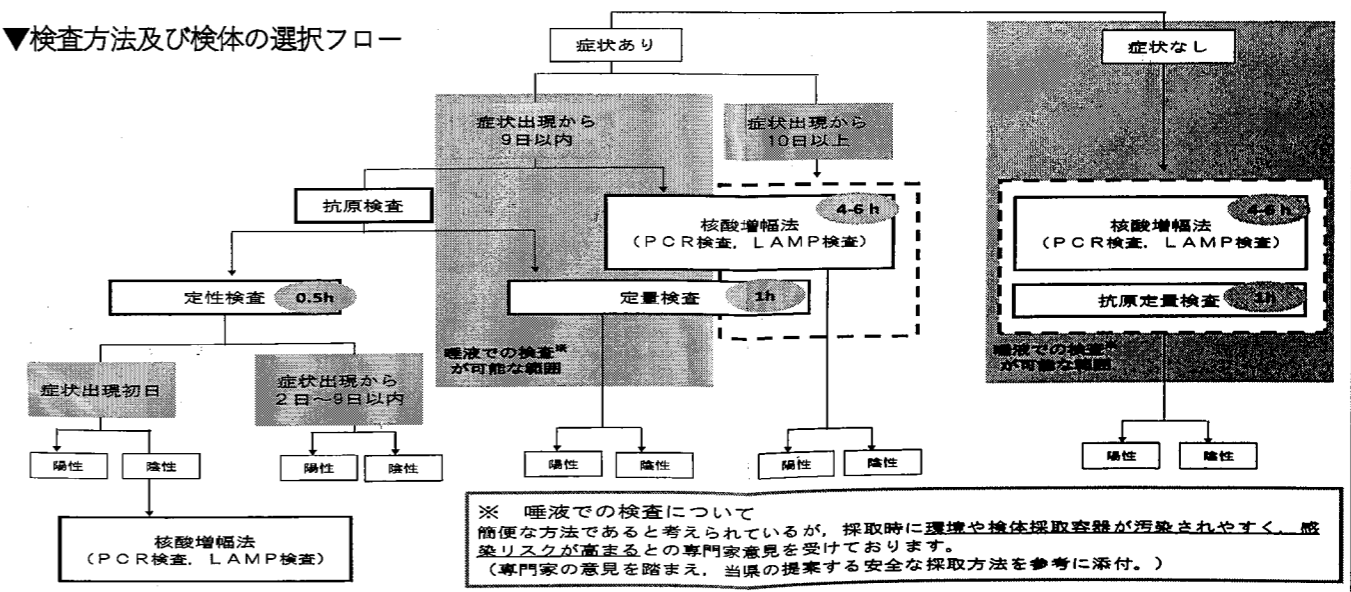
【参考】新型コロナウイルス感染症診断のための検査種類 (2020/7/17 時点)

検査対象者	検査方法 【保険適用状況】	PCR検査 (SARS-CoV-2核酸検出) (4~6時間) *少量のウイルスで検査可 【保険適用 3/4~】		抗原検査 (SARS-CoV-2抗原検出) *一定のウイルス量必要			
		検体種		定量検査 (30分) 【保険適用 6/25~】		定性検査 (30分) 簡易検査キット 【保険適用 5/13~】	
		鼻咽頭・喀痰	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症者 (症状消失者合)	発症日	○	○	○	○	△ (陰性はPCR併用)	×
	発症2日目から9日以内	○	○	○	○	○	×
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△ (陰性はPCR併用)	×
無症状者		○	○	○	○	×	×
検査実施機関		地方衛生研究所・民間検査機関・医療機関		民間検査機関・医療機関		医療機関	

○は適用、△は()内の条件付きで適用

(参考) 定性検査キットについて <https://www.fujirebio.co.jp/products/espline/sars-cov-2/index.html>

▼検査方法及び検体の選択フロー



【SARS-CoV-2 感染の有無を確認するためにウイルス検査で主に用いる検体】

下気道にウイルス量が多いことが報告されていますので、できる限り喀痰などの下気道由来検体を用います。下気道由来検体の採取が難しい場合は鼻咽頭ぬぐい液を用います。また、おおよそ発症から9日間程度は、唾液でのウイルス検出率も比較的高いことが報告されています(鼻咽頭ぬぐい液陽性の患者の唾液検体 85~93%前後で陽性)。発症後10日目以降の唾液については、ウイルス量が低下することが知られており推奨されません。

出典：2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル 2020/07/20 更新版

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の検査体制について（その2）

検査対象者

感染症法第12条の新型コロナウイルス感染症の届出基準による「感染が疑われる患者の要件」に該当する者

- ア 有症状であり、かつ、患者と濃厚接触歴ある者
- イ 有症状であり、かつ、流行地域渡航・居住歴ある者
- ウ 有症状であり、かつ、流行地域渡航・居住歴ある者との濃厚接触歴がある者
- エ 有症状であり、集中治療その他これに準ずるものが必要で、COVID 19 との鑑別が必要な者
- オ 上記のほか、医師が COVID 19 を疑う者
- 軽症で入院を要する肺炎がある
- 他の病原体が陽性だが治療への反応が乏しい
- 医師が COVID 19 を疑う者（※1）

無症状者のうち、新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑う正当な理由がある者

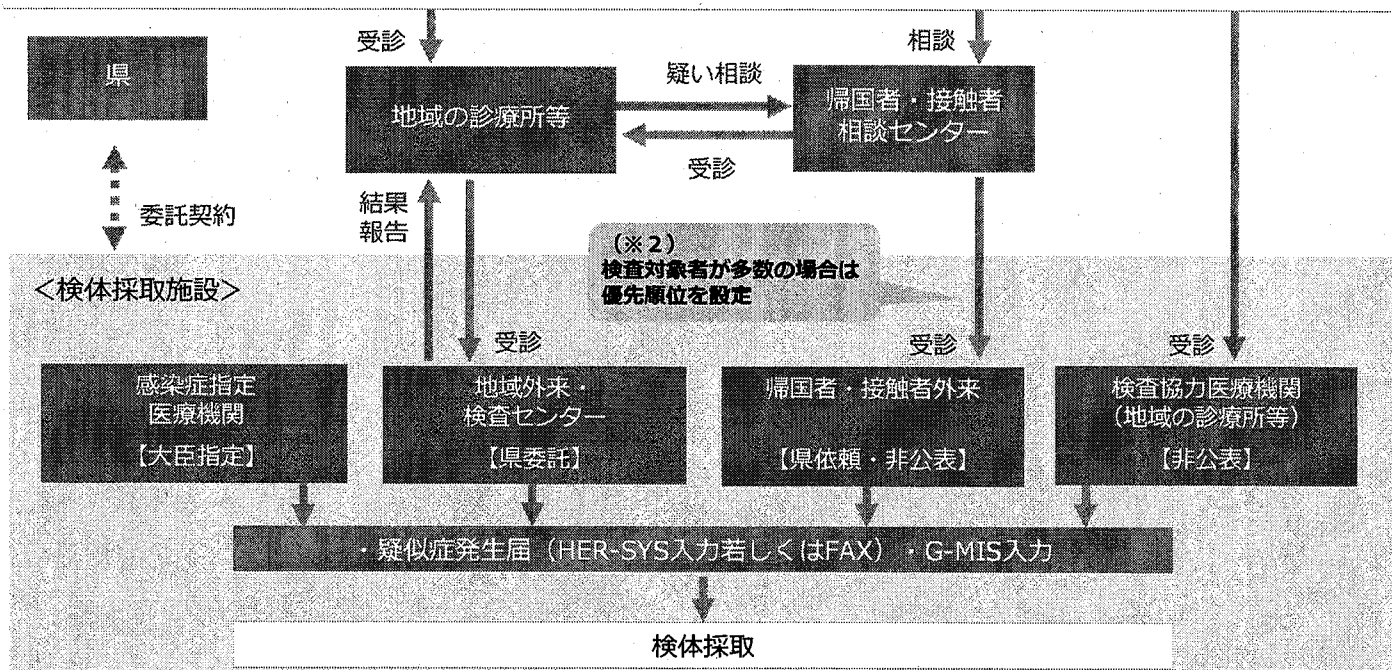
- ア 濃厚接触者
- イ 地域や集団、組織等において検査前確率が高くクラスターが生じやすいと保健所長が認める者

※1 医師の総合的判断（宮城県医師会基準）

- ◆ 発熱（37.5℃以上）、咳嗽など疑われる症状を2日以上有する患者のうち、以下に当てはまる者
 - ・重症化リスク（65歳以上、呼吸器疾患、糖尿病、高血圧、循環器疾患）のある者
 - ・妊婦
 - ・医療もしくは介護従事者
 - ・周囲（自宅、職場等）に確定感染者または濃厚接触者がいる者
- ◆ 胸部X線写真またはCTで原因不明の肺炎様所見を認める者
- ◆ 濃厚接触者で発熱、咳嗽など新型コロナが疑われる症状を認める者
- ④ 発熱、咳嗽と前後して嗅覚・味覚に異常のある者

※2 検査対象者が多数で検査機関の処理能力を上回る場合は、次の者を順に優先する。

- ① 有症状者
- ② 無症状者のうち
 - ・濃厚接触者
 - ・医療もしくは介護従事者
 - ・重症化リスクあり（高齢、糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患、透析など）



	地方衛生研究所	民間検査機関	医療機関
検体種別	原則として鼻腔拭い液	指定なし	指定なし
対象者	1. 届出基準による「感染が疑われる患者の要件」のうち（ア）～（エ）に該当するもの 2. 医師が緊急性を認めるもの 3. 濃厚接触者として検査対象となったもの	1. 届出基準による「感染が疑われる患者の要件」のうち（オ）に該当するもの 2. 抗原定性検査「陰性」の追加検査	1. 届出基準による「感染が疑われる患者の要件」のうち（オ）に該当するもの 2. 抗原定性検査「陰性」の追加検査
搬入方法	・保健所職員による回収	・検査機関による回収 ・郵送*	・各医療機関指定
所要時間	半日から1日程度	1～数日	1日程度

*郵送の際は、包装責任者による証明書が必要

新型コロナウイルス感染症の検査一覧 (2020.07.17時点)

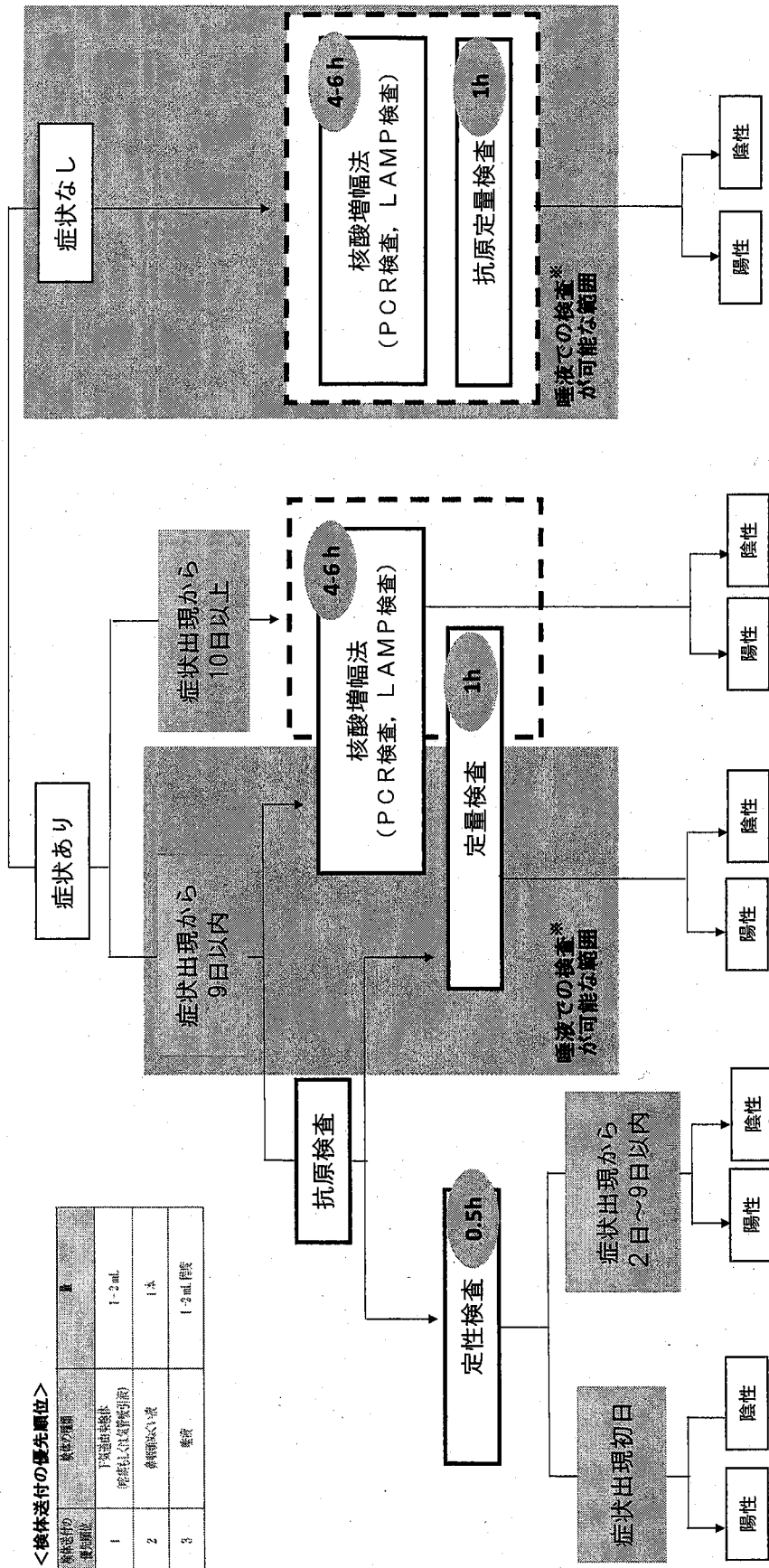
検査対象者	検査方法 【保険適用状況】 検体種	PCR検査 (SARS-CoV-2核酸検出) (4～6時間) *少量のウイルスで検査可 【保険適用 3/4～】			抗原検査 (SARS-CoV-2抗原検出) *一定のウイルス量必要 定性検査 (30分) 簡易検査キット 【保険適用 5/13～】		
		鼻咽頭・喀痰	唾液	唾液	鼻咽頭	鼻咽頭	唾液
有症者 (症状消失者含)	発症日	○	○	○	△ (陰性はPCR併用)	×	
	発症2日目から9日以内	○	○	○	○	×	
	発症から10日目以降	○	×	×	△ (陰性はPCR併用)	×	
無症状者		○	○	○	×	×	
検査実施機関		地方衛生研究所・ 民間検査機関・医療機関		民間検査機関・医療機関		医療機関	

○は適用, △は () 内の条件付きで適用

検査の選択フロー

<検体送付の優先順位>

検体送付の優先順位	検体の種類	量
1	PCR検査用検体 (唾液または鼻汁(管製用))	1~2 mL
2	鼻咽拭い試	1本
3	唾液	1~2 mL (程度)



※ 唾液での検査については簡便な方法であると考えられているが、採取時に環境や検体採取容器が汚染されやすく、感染リスクが高まるとの専門家意見を受けております。
(専門家の意見を踏まえ、当県の提案する安全な採取方法を参考に添付。)

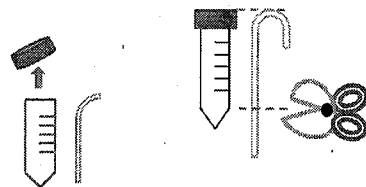
核酸増幅法
(PCR検査, LAMP検査)

PCR検査のための唾液検体の採取方法

医療機関等

①物品準備

- 50ml遠沈管（ふたを取っておく）
- ストロー（容器の長さに合わせて切っておく）
- シール（以下のことを記載する）
 - ・ 検体採取日
 - ・ 検査対象者の氏名
- 消毒用アルコール
- パラフィルム
- ユニパック
- 検体採取者の防護具
 - ・ サージカルマスク
 - ・ 手袋
 - ・ ガウン
 - ・ フェイスガード



検査対象者

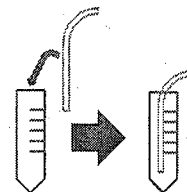
② 5分間、唾液を口内に溜める

【唾液が出やすくなる方法】

- ・ 舌で口内のいろいろな場所を舐める
- ・ すっぱいものを思い浮かべる など



③ 5分経過したら、ストローを容器の中に差し込みそのままストローをくわえる



④ 唾液をゆっくりと、吹き出さないようにストローの中へ移す

⑤ ストローの真ん中を唾液が越えたら移すのを止め、ストローからゆっくりと口を離す

⑥ ストローの先を内側に折り曲げ、容器の中に入れる

⑦ 検体採取従事者に、容器をわたす



医療機関等

⑧ 検査対象者から受け取った容器の蓋をしっかりと閉め

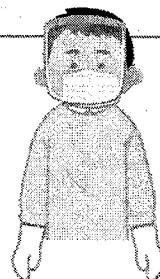
容器の外側を消毒用アルコールで拭き取る

⑨ 検体採取日と検査対象者の氏名を書いたシールを容器に貼り、

蓋をパラフィルムで止める

⑩ ユニパックに入れ、完全に密封する

⑪ 採取後の検体は、速やかに冷蔵保存する。(4℃)



- 記載した手順は、保健環境センターに検体を搬入する場合の取扱いです。民間検査機関や医療機関等に検体を搬入する場合は、当該機関の取扱いに従ってください。
- 唾液量が少ない、手技がうまく行えない等、必要な量の採取が困難と判断した場合には無理をせず他の検体の選択をご検討下さい。